



議会速報！

き・ず・な 臨時号

2020.6.10

human&community

発行：えだくぼ喜八郎
幸手市香日向2-9-10

Tel/Fax 0480-43-6797
e-mail: info@edakubo.net

私の質問と答弁の詳細

★東部消防組合幸手西分署存続案の対応について

(質問) 5月14日の正副管理者会議で「救急ステーション化の案が提案されたが、幸手市としての結論はいつまでに示す必要があるのか伺います。

(答弁) 私は、市としての結論をなるべく早い時期にお示しする必要があると考えております。まだ組合にはお伝えしておりませんが、組合が、来年度予算の編成作業に入る前の本年9月頃までには結論を示すべきと考えておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(答弁者：市長)

(質問) 「救急ステーション化」案に対して、合意の結論を出さなかったとすると、組合及び管理者会議の対応にはどういったことが想定されるか伺います。

(答弁) 東部消防組合からは、西分署の「廃止統合案※」と、今回示された「救急ステーション化」案の2つが示されています。

このいずれの案に対しても、私が合意の結論を出せなかった場合、今後の組合運営に大きな影響が生じるものと思います。

また、他の市町管理者との信頼関係を損ねることにもつながりますので、組合に対しては、しっかりと結論をお示ししたいと考えています。

(答弁者：市長)

(質問) 住民の一部は、「救急ステーション化」案が示された後も、東武消防組合に対して63名の署名を添えて全面存続の要望書を組合に持参したというが、こうした行為が続くことについて、市の見解を伺います。

(答弁) その件は、私も聞いております。同管内の住民が、東部消防組合に対して要望活動を行うことは、特に問題はないものと考えます。

ただし、このようなことが頻繁に続くようであれば、事務局の負担も増え、組合運営の妨げになることも考えられますので、ある程度の配慮は必要ではないかと考えます。(答弁者：市長)

※ 廃止統合案とは、西分署を廃止し、幸手、久喜、鷲宮分署に分割統合する案です。

(質問) この63名の署名の多くは、区長という肩書が付いたものですが、中には、市内の学校の要職に有る方の肩書まで付いた署名があり、消防署の職員も驚いていました。これについて教育長の見解を伺います。

(答弁) 教育を通じて国民に奉仕する教育公務員が、政治的行為と疑念を持たれるような行動は慎むことが望ましいと考えます。

とくに、校長という要職にある者は、その職責の重さから周囲への影響も大きく、法的・教育的にも慎重な対応が望まれると考えます。

(答弁者：教育長)

この臨時号は、「幸手消防西分署問題」及び「幸手市区長設置要綱」に基づく区長の職務規定について、幸手市六月議会(六月三日)において質問し、行政側と相互確認された内容を緊急に特集したものです。多くの市民の皆さんにご理解いただきたく、ご一読のほどお願い申し上げます。
なお、より詳細な内容につきましては、市議会ホームページから議会録画中継をご覧くださいただければと存じます。



(質問) 地域付き合いの深い区長の依頼に応じた気持ちはわからないではないが、教育委員会としては綱紀粛正の観点から、全体的に注意を促すべきと思うがいかがか。

(答弁) 服務監督権者である教育委員会としては、崇高な校長職としての信用を失墜することの無いよう、定例の校長会会議や学校訪問を通して指導してまいりたいと思います。「校長の矜持」という点については、5月20日の臨時校長研究協議会でも指導したところです。(答弁者：教育長)

★署名及び要望運動の在り方について

(質問) 行政に対して、住民が署名活動を行い、その結果として行政の判断をしかるべき方向に導かんとする要望もしくは請願行為に至ることは市民権にもとづく行為と考える。その上で、これらの行為が政治活動という定義の範囲に値する(あてはまる)ものかどうか伺います。

また、これらの行為・活動は、我が街、我が行政に対する場合が一般的だが、他の街、他の行政に対して行われる場合、その考え方に相違があるかどうかについても伺います。

(答弁) ご質問の行為につきましては、公職選挙法に照らし合わせた場合に、政治活動の定義範疇に値する(入る)ものと認識いたします。また、他の街、他の行政に対して行われる場合におきましても、公職選挙法では相違が無いものと認識しております。(答弁者：選挙管理委員会事務局長)

(質問) こうした行為・活動を、行政職またはそれに準ずる職務者が行うことについて、正当かつ理想的と思われる考え方があるのかどうか伺います。

(答弁) 地方公務員法第36条第2項では、特定の政治的目的をもってする特定の政治的行為を禁止しております。特定の政治的行為には5号まで規定があり、2号には「署名運動の企画・主宰などの積極的関与が禁止されておりますが、署名だけということでは該当しないものとなります。しかしながら、地方公務員に政治的行為の制限をしている趣旨が、公務員が一部ではなく全体の奉仕者であることから、その政治的中立性を確保し、職員の携わる行政が一党一派の利益に偏ることなく、中立的であること。また、職員の政治的中立性を確保することから鑑みれば、禁止対象の疑義ある政治的行為は慎むことが望ましいと考えます。(注意要約)
(答弁者：総務部長)

★幸手市区長設置要綱の区長の職務規程について

幸手市区長設置要綱 (抜粋)

第2条 区長は、市と行政区との連絡調整を図り、次の職務を行う。

- (1) 市及び関係機関の発行物の配布に係る総合調整に関すること
- (2) 市又は公共的団体が依頼する各種調査、募金活動その他公益に関する活動の協力に関すること
- (3) **市に対する**意見及び要望の取りまとめに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

第4条 区長の任期は2年とする。

第5条 区長は、その職務を行うに当たっては、**公正及び公平を旨として**誠実に職務の執行をし、**住民の不信を受けることの無いよう**努めなければならない。

附則 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(質問) 第2条第3項の「市に対する」という点について、市以外の自治体に対する行為は職務外との認識になると思うがどうか。

その場合、他の自治体に対して区長の職制を使用することに問題はないか伺います。

(答弁) 幸手市が幸手市のために設置する区長ですので、他の自治体に対して区長の職制を用いることは出来ませんし、万が一、使用しても意味のないこととなります。
(答弁者：市民生活部長)

(質問) 「公正及び公平を旨として・・・住民の不信を受けることの無いよう・・・」の条文にある、公正及び公平を旨とは、特定の候補者を選挙応援することなどがあたるのかどうか、その大義について伺います。

また、この設置要綱は本年4月の施行ですが、市民に広く周知する必要があるのではないのでしょうか。

(答弁) たとえば、区長の職制で特定の候補者を選挙応援することも含め、地域住民に対して不平等な取扱いをすることを戒めるものと考えます。市民への周知は、全体区長会での配布及び市ホームページ例規集への掲載などをはじめ、その方法を今後検討させていただきます。(答弁者：市民生活部長)

